

沖縄の米軍基地の疑問を分かりやすく解説

沖縄から伝えたい。米軍基地の話。

Q&A Book

沖縄の米軍基地
ホント? うそ!?



【写真:キャンプ・シュワブ】

何も無かったところに
米軍基地ができたの?

令和2年11月

 沖縄県

はじめに

沖縄県には全国の米軍専用施設面積の約7割が存在しており、沖縄本島面積の約15%を占めています。

その広大な米軍基地に起因する事件や事故、騒音や環境問題などは、沖縄県民の生活に大きな影響を与えるとともに、その存在は、沖縄の経済発展をフリーズ(阻害)させています。

このような沖縄への過重な基地負担について、沖縄県民の約7割が「差別的な状況である」と感じています。

また、普天間飛行場の辺野古移設計画については、これまでの一連の選挙において、辺野古移設に反対する県民の民意が示され続けており、平成31年2月(2019年)に行われた県民投票においても、投票者総数の71.7%が辺野古埋立てに反対との結果が示されています。

国民の約8割は日米安全保障体制が必要だとしていますが、米軍基地負担の大部分は沖縄県が背負わされ続けています。沖縄県は、日米安全保障体制については、これまで日本と東アジアの平和と安定の維持に寄与してきたと考えており、その必要性を理解しています。しかし、戦後75年を経た現在もなお、国土面積の約0.6%しかない沖縄県に、全国の米軍専用施設面積の約7割が集中していることによる県民の負担はあまりに大きく、到底容認出来るものではありません。日本の安全保障が大事であるならば、基地負担の在り方についても日本国民全体で考え、その負担も日本全体で分かち合うべきではないでしょうか。

沖縄における米軍基地問題は、歴史的な側面や基地と経済の関係などについて、全国的に十分理解されていないばかりでなく、様々な誤解があるのが現状です。

このパンフレットをご覧いただき、沖縄における米軍基地問題を正しく理解していただければ幸いです。

目次

第1章:沖縄と米軍基地の歴史的側面

- Q1 沖縄の米軍基地ができた歴史的背景を ……1p
教えてください。
- Q2 何もなかったところに米軍基地ができて、 ……2p
その周りに人が住んだのではないですか。
- Q3 米軍統治下における沖縄の状況について ……3p
教えてください。

第2章:米軍基地の現状と日米地位協定

- Q4 沖縄にはどれだけの米軍基地があるのですか。 ……4p
- Q5 沖縄は本土と比較して、どれだけ米軍基地を
負担しているのですか。 ……6p
- Q6 軍事的な理由から沖縄に基地が集中する
のは仕方がないのではないですか。 ……7p
- Q7 沖縄本島中南部にある米軍基地の状況を
教えてください。 ……8p
- Q8 沖縄の軍用地の特徴を教えてください。 ……10p
- Q9 米軍に起因する事件や事故について
教えてください。 ……11p
- Q10 米軍に起因する騒音問題や環境問題に
ついて教えてください。 ……12p
- Q11 日米地位協定とは何ですか。また課題を
教えてください。 ……14p

第3章:米軍基地と沖縄県の経済、財政

- Q14 沖縄県の経済は米軍基地経済に大きく依存
しているのではないですか。 ……17p

- Q15 米軍基地がなくなったら沖縄の経済に ……18p
悪影響があるのではないですか。

- Q16 米軍基地と引き替えに沖縄振興が図られて ……20p
いるのではないですか。

- Q17 内閣府沖縄担当部局予算(沖縄振興予算) ……21p
は沖縄県にだけ3,000億円上乗せされて
いるので、米軍基地を負担するのは当然
ではないですか。

第4章:辺野古新基地建設問題 (普天間飛行場移設問題)

- Q18 なぜ普天間飛行場を辺野古へ移設する ……22p
ことに反対なのですか。

- Q19 沖縄県は辺野古新基地建設に反対していま ……24p
すが、日米安全保障体制に反対なのですか。

- Q20 沖縄県が、辺野古への移設を反対すると、 ……25p
普天間飛行場の危険が放置されるのでは
ないですか。

- Q21 辺野古崎・大浦湾の自然環境について ……26p
教えてください。

- Q22 辺野古・大浦湾の5,300種以上の生物の ……28p
うち、約1,300種は分類されていない
生物であり、その多くは新種の可能性が
あるというのは本当ですか。

- Q23 ジュゴンの餌場、生活の場である辺野古・ ……29p
大浦湾海域に新基地建設工事はどのような
影響を与えていますか。

- Q24 辺野古新基地の建設予定地の軟弱地盤と ……30p
活断層の問題について教えてください。

- Q25 辺野古埋立て工事に関する裁判について ……31p
教えてください。

- Q26 辺野古埋立てを巡る県民投票の結果を ……32p
教えてください。

Q1 沖縄の米軍基地ができた歴史的背景を教えてください。

A

豊かな自然と独特な文化を有する沖縄は、太平洋戦争において、史上まれにみる熾烈な地上戦が行われ、「鉄の暴風」と呼ばれたほどのすさまじい爆弾投下と砲撃により、緑豊かな島々は焦土と化しました。



米軍の沖縄上陸 昭和20年(1945年)

沖縄県平和祈念資料館提供

沖縄に上陸した米軍は、住民を収容所に強制隔離し、土地の強制接収を行い、次々と新しい基地を建設していきました。住民は土地を有無を言わず奪われました。

太平洋戦争終結後も、朝鮮戦争の勃発など国際情勢の変化に伴い新しい基地が必要になると、武装兵らによる「銃剣とブルドーザー」で住民を追い出し、家を壊し、田畑をつぶして、新たな基地を造っていきました。

日本本土では昭和31年(1956年)の経済白書で「もはや戦後ではない」とされ、高度経済成長が始まりましたが、ちょうどその時期に、本土の米軍基地の整理縮小の流れを受けて、本土から沖縄に海兵隊の移転が進みました。

戦後、沖縄は、昭和47年(1972年)の本土復帰まで27年間にわたり、米軍の施政権下にありました。本土復帰後も、本土では基地の整理縮小が進む中、沖縄には多くの米軍基地が日米安全保障条約に基づく提供施設・区域として引き継がれ、県民は過重な基地負担を背負わされ、現在もその負担は重くのしかかっています。



普天間飛行場の建設(現・宜野湾市) 昭和20年(1945年)

沖縄県公文書館提供

Q2 何もなかったところに米軍基地ができて、その周りに人が住んだのではないですか。

A

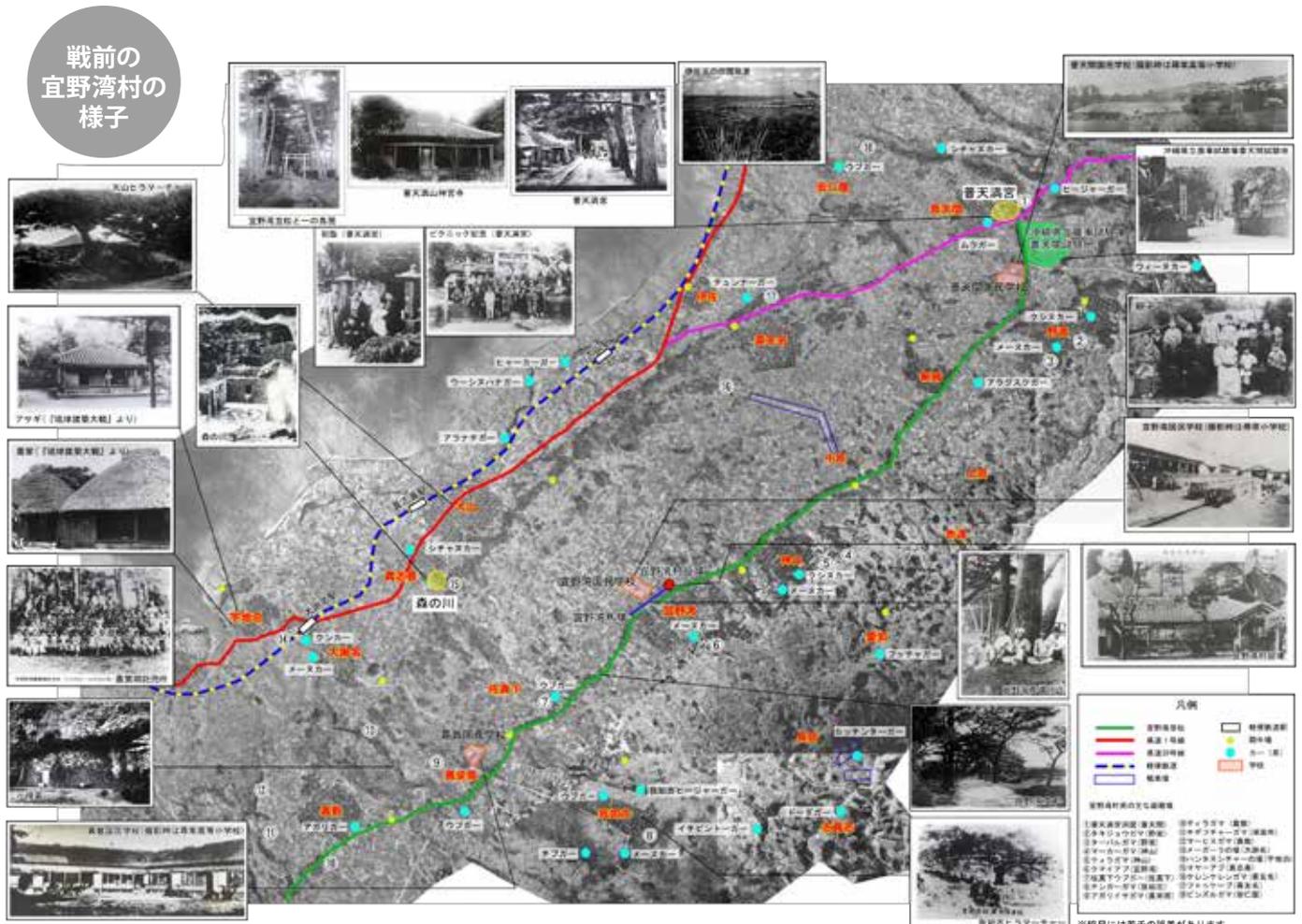
それは、誤った認識です。

たとえば、米軍上陸前年の宜野湾村には多くの集落が存在し、約1万4千人の住民がいましたが、沖縄に上陸した米軍は普天間飛行場建設のために宜野湾、神山、新城、中原の4つの集落を中心に広い範囲を強制接収しました。

なかでも、普天間飛行場が建設される前の当時の宜野湾村の中心は字宜野湾という場所で、現在の普天間飛行場の中にありました。そこは、もともと役場や国民学校、郵便局、病院、旅館、雑貨店がならび、いくつもの集落が点在する地域でした。

また、字普天間には、沖縄県庁中頭郡地方事務所や県立農事試験場など官公庁が設置され、沖縄本島中部の中心地でした。

住民が避難したり収容所に入れられている間に、米軍が利用価値の高い土地を強制的に接収したため、戻ってきた住民は自分の故郷に帰りたくても帰れず、その周辺に住むしかないという状況でした。



Q3 米軍統治下における沖縄の状況について教えてください。

A

戦後すぐの昭和20年(1945年)から昭和24年(1949年)までの5年近く、本土では戦後の復興政策が図られる中、沖縄はほとんど放置状態で「忘れられた島」と言われました。これは、アメリカの軍部と政府側の調整に時間がかかり、明確な統治政策が図られなかったためです。

その後、昭和24年(1949年)5月にアメリカ政府は沖縄の分離統治の方針を決め、昭和25年(1950年)2月にGHQが沖縄に恒久的基地を建設するという声明を発表し、沖縄の分離統治を決定しました。この時から米軍による沖縄の基地化が進んでいきました。

昭和27年(1952年)のサンフランシスコ講和条約により日本は独立国としての主権を回復しますが、その代償として、沖縄は日本本土から分断され、米国の施政権下におかれました。沖縄には日本国憲法の適用もなく、国会議員を送ることもできませんでした。

一方、経済においては、基地建設を進める上で本土への支払いがアメリカに有利になるよう強いドルの政策が取られていました。実態に合わない強いドルの影響で、沖縄では製造業が育たず、基地依存の輸入型経済という環境になってしまいました。

また、米軍の統治下におかれた沖縄は、27年間もの間、日本政府から十分な支援を受けることができませんでした。

その結果として、昭和47年(1972年)に本土に復帰した時の沖縄は、道路、港湾、学校、病院、住宅など社会資本のあらゆるものが不足していた状況でした。

そこで復帰以降、沖縄が持つこのような特殊事情を踏まえ、格差の是正、沖縄の自立的発展の基礎条件の整備等を目的として、3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画の実施により沖縄の振興が図られてきました。



キャンプ桑江での通貨切替(現・北谷町) 昭和33年(1958年)



行進を続ける米兵(現・沖縄市) 昭和35年頃(1960年)

Q4 沖縄にはどれだけの米軍基地があるのですか。

A

沖縄県には、31の米軍専用施設があり、その総面積は1万8,484ヘクタール、本県の総面積の約8%、人口の9割以上が居住する沖縄本島では約15%の面積を占めています。

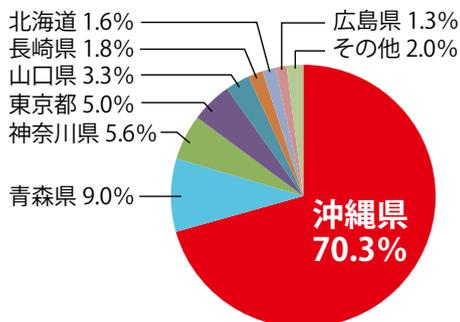
その規模は東京23区のうち13区を覆うものであり、また、山手線内側3つ分の面積に相当する広大なものとなっています。

沖縄が本土に復帰した昭和47年(1972年)当時、全国の米軍専用施設面積に占める沖縄県の割合は約58.7%でしたが、本土では米軍基地の整理・縮小が沖縄県よりも進んだ結果、現在では、国土面積の約0.6%しかない沖縄県に、全国の米軍専用施設面積の約70.3%が集中しています。

(令和2年3月31日現在)

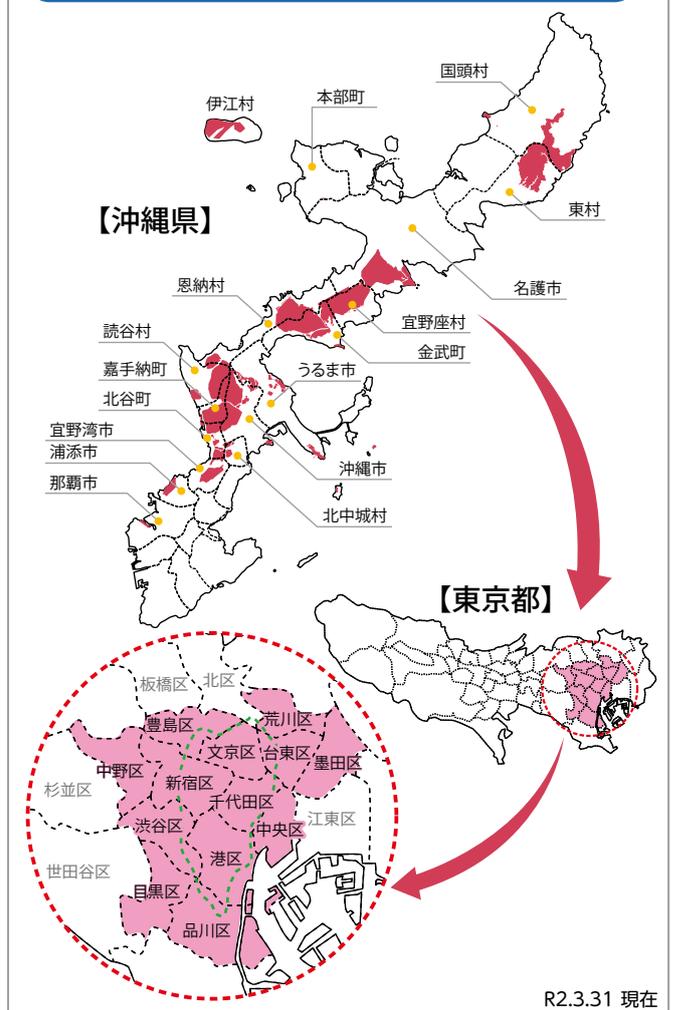
また、陸上だけではなく、沖縄県及びその周辺には、水域27カ所と空域20カ所が訓練区域として米軍管理下に置かれ、漁業への制限や航空経路への制限等があります。また、その規模は、水域が約54,938km²で九州の約1.3倍、空域が約95,416km²で北海道の約1.1倍の広大なものとなっています。

(水域は平成31年3月31日現在、空域は平成29年3月31日現在)



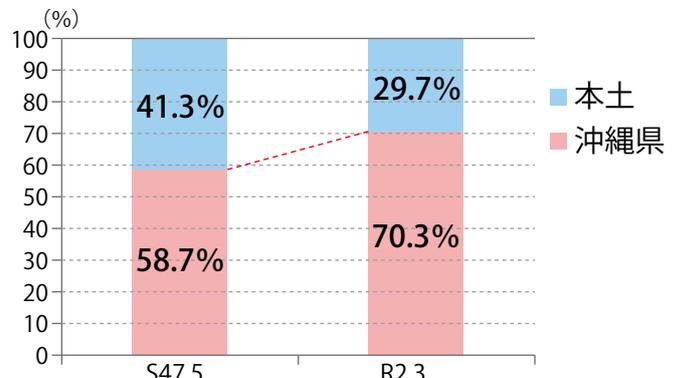
■米軍専用施設面積の割合

沖縄の米軍基地の規模について



R2.3.31 現在

※東京23区のうち色塗りの部分の13区は約1万8,701ヘクタール。
※緑線は山手線内側



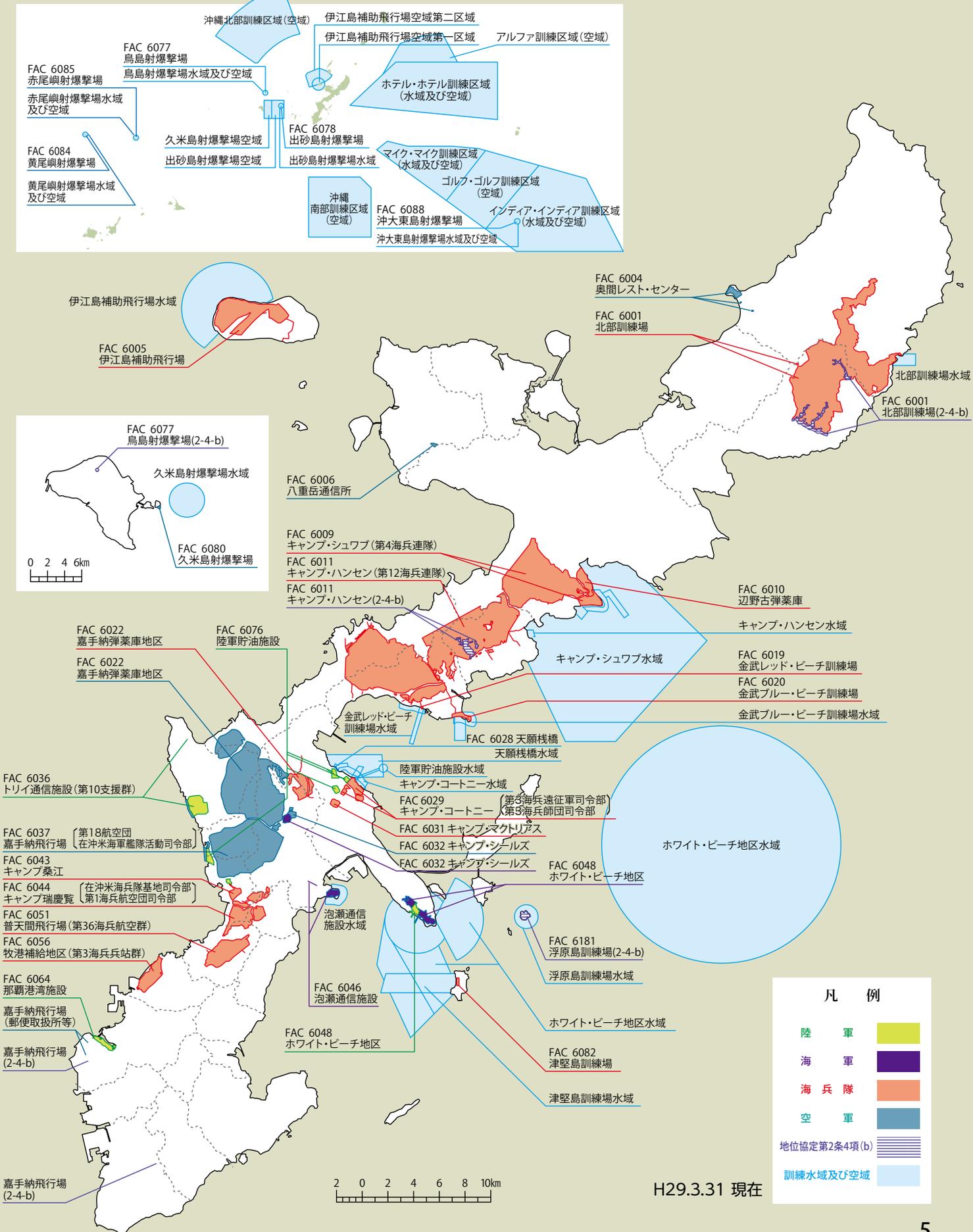
■米軍専用施設面積の割合の推移(復帰後)

キーワード

※米軍専用施設・・・専(もっぱ)ら日米地位協定のもとで在日米軍のみにより管理、運営され、基本的にはその運用に国内法が適用されず、また、立ち入り許可なども米軍の裁量によりなされる施設

※本ページで記載している面積、割合等は米軍専用施設のものであり、米軍が自衛隊等の施設を一時使用(共同使用)している面積は除いています。

沖縄県の米軍基地



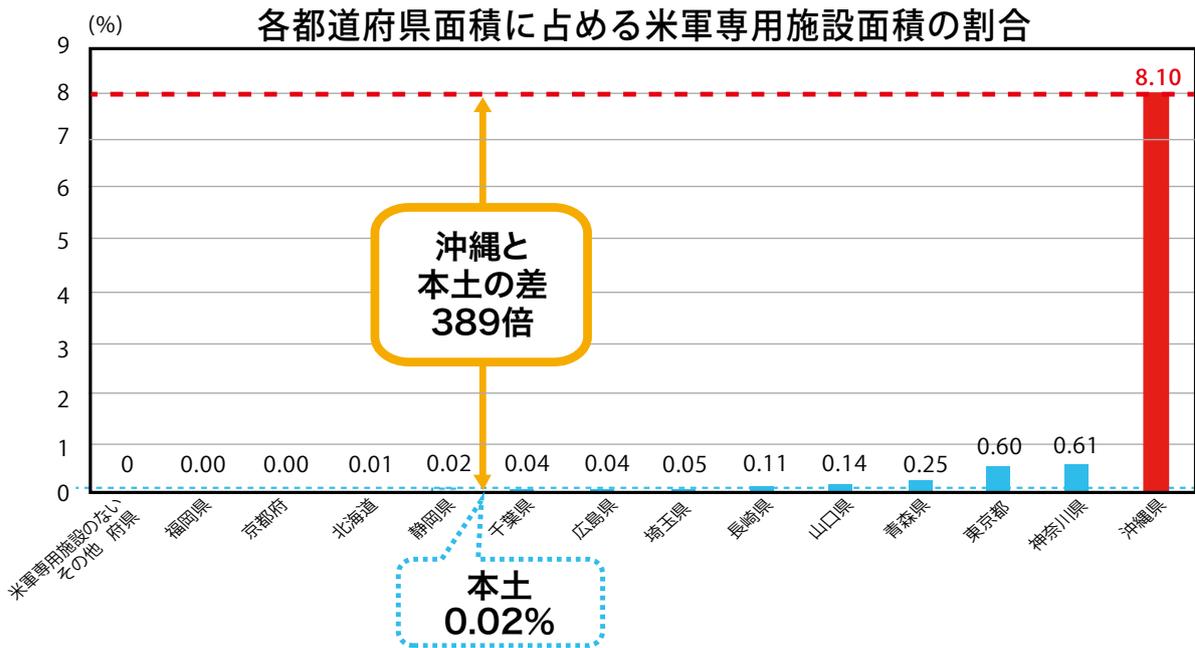
Q5

沖縄は本土と比較して、どれだけ米軍基地を負担しているのですか。

A

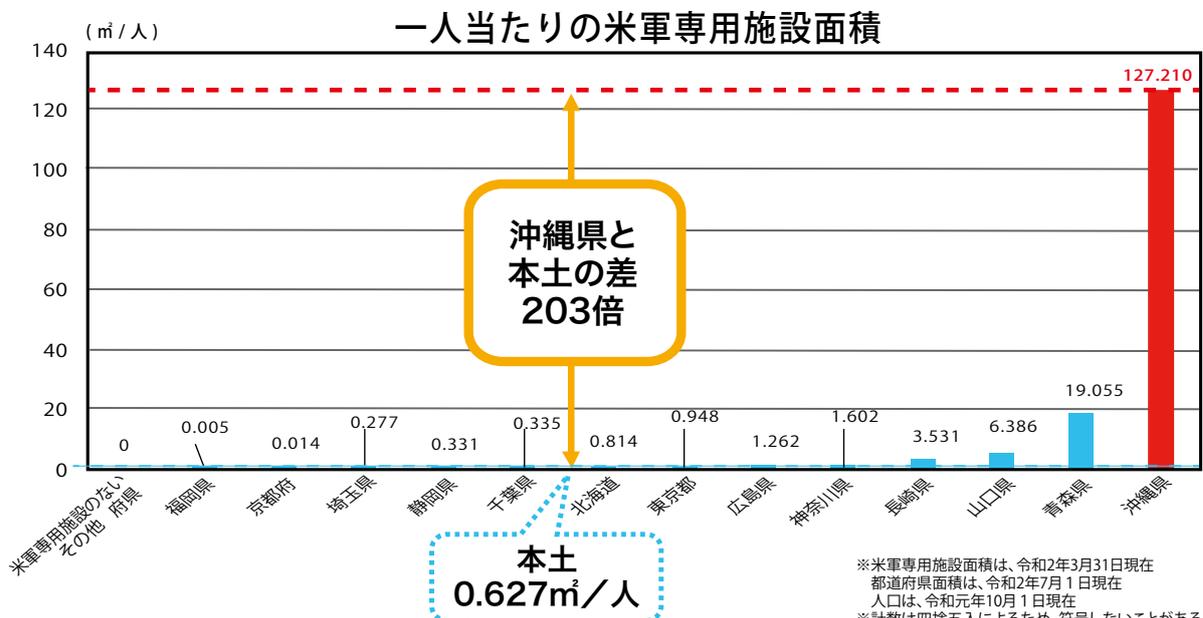
米軍専用施設面積の各都道府県に占める割合を比較すると、沖縄県が8.10%なのに対し、次に割合の高い神奈川県でも0.61%と大きな開きがあります。

また、本土(沖縄県以外の都道府県の合計)の0.02%と沖縄県の8.10%を単純計算で比較すると、沖縄県の負担割合は本土の389倍となります。



都道府県ごとに一人当たりの米軍専用施設面積を見ると、沖縄県が127.210㎡なのに対し、次に大きい青森県でも19.055㎡であり、沖縄県の約7分の1です。

また、本土の0.627㎡と沖縄県の127.210㎡を比較すると、沖縄県では一人当たり、本土の203倍の米軍専用施設面積を負担していることとなります。

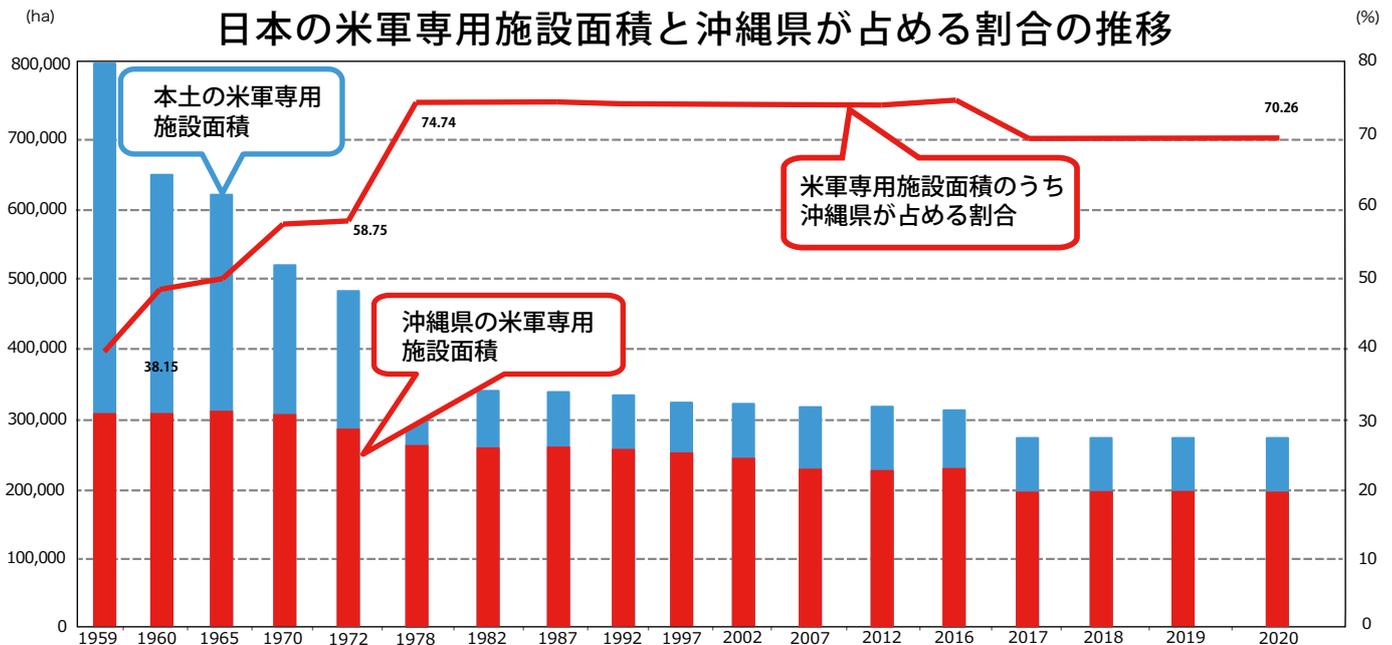


Q6

軍事的な理由から沖縄に基地が集中するのは仕方がない
のではないですか。

A

日本の米軍専用施設面積全体に占める沖縄の割合の推移をみると、終戦後の1950年代には3割でしたが、1960年代には5割、沖縄の本土復帰（1972年）時には6割となり、1970年代後半には、7割以上の米軍専用施設が沖縄に集中する構図ができあがりました。



これは、本土では、日本が主権を回復した後も米軍基地が返還されずにそのまま米軍に使用され、米軍が起こした事件・事故等による米軍への不満が高まったこと、米軍基地拡張への反対運動が起こったことなどを背景として、沖縄への部隊移駐や基地の整理縮小が進んだ一方、沖縄では、米軍統治下において基地の拡張や機能強化が進み、復帰後も本土と比べて、基地の整理・縮小が進まなかったことによるものです。

本土における米軍による主な事件・事故	
昭和32年 (1957年)	○ジラード事件 群馬県の米軍演習場において、米軍人が薬きょう拾いをしていた女性を射殺
昭和39年 (1964年)	○大和米軍機墜落事故 神奈川県大和市の民間地に米軍機が墜落し、民間人5名が死亡、その他4名が負傷、建物10棟が損壊
昭和43年 (1968年)	○九州大学ファントム墜落事故 福岡県の九州大学構内に米軍機が墜落し、建物の5階及び6階が全壊

そして、沖縄の米軍基地の立地に関し、日米の閣僚経験者は、「軍事上、沖縄の位置は特別ではなく、政治的・経済的な問題である」旨の発言をしています。

さらに、沖縄の基地負担軽減について、日本政府は、「移設先となる本土の理解が得られないこと」を成果が出なかった理由の一つとして国会で答弁しています。

近年、日本の近隣諸国のミサイル技術の向上を背景に、米国のシンクタンク等からは、沖縄に所在する米軍基地は近隣諸国からのミサイル攻撃で使用できなくなるとの指摘や、沖縄に所在する米軍基地に駐留する部隊の日本国内への分散配備の提案がされています。

このようなことから、沖縄県に米軍基地が集中していることについては、軍事的な理由だけでなく政治的な理由が強く影響を与えていると考えています。

Q7 沖縄本島中南部にある米軍基地の状況を教えてください。

A

沖縄本島中南部都市圏には、県民の8割以上(約120万人)が暮らし、その面積は北九州市、人口は広島市、人口密度は神戸市と同じ水準にあり、政令指定都市に匹敵する都市圏となっています。

中南部都市圏の米軍基地が所在する9市町村には、市街地を分断する形で約6,604haもの米軍基地が存在しており、その割合は当該市町村面積の約22.6%にもなります。たとえば、「世界一危険」とも言われる普天間飛行場も、そのような中南部都市圏の宜野湾市に所在し、市域面積の約24%を占めています。

米軍基地面積の割合(専用施設)

	面積 (ha)	米軍基地面積 (ha)	割合
沖縄県全体	228,100	18,494	8.1%
沖縄本島	120,700	17,572	14.6%
中南部都市圏 米軍基地所在9市町村	29,188	6,604	22.6%

中南部都市圏の面積、人口、人口密度

	面積 (km ²)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
沖縄県中南部都市圏 (米軍基地を除く)	481.97 (415.93)	1,206,681	2,504 (2,901)
北九州市	491.69	940,170	1,912
広島市	906.68	1,199,432	1,323
神戸市	557.01	1,523,519	2,735

このような米軍基地の存在は、長期にわたり望ましい都市形成、交通体系の構築、産業・機能の集積などの地域振興を実現していく上で大きな障害となっています。

在日米軍再編においては、宜野湾市の普天間飛行場や浦添市の牧港補給地区など嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還が、日米両政府により合意されています。

米軍基地が返還されることで、跡地の有効活用が可能になり、沖縄全体の今後の振興・発展につながっていくことが期待されています。(Q15参照)



普天間飛行場は、宜野湾市のほぼ中央にあり、同市を東西に分断している。

▲普天間飛行場上空写真

※ 1 基地面積は令和2年3月31日現在、人口は平成31年4月1日現在、市町村等面積は令和元年10月1日現在。

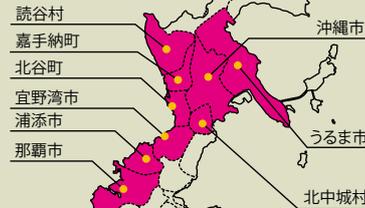
中南部都市圏の主な米軍基地の状況

凡 例

陸 軍	空 軍
海 軍	人口集中地域
海 兵 隊	

沖縄本島

※色塗り部分は米軍基地所在市町村



トリエ通信施設 (189.5ha)

嘉手納弾薬庫地区 (2,658.4ha)

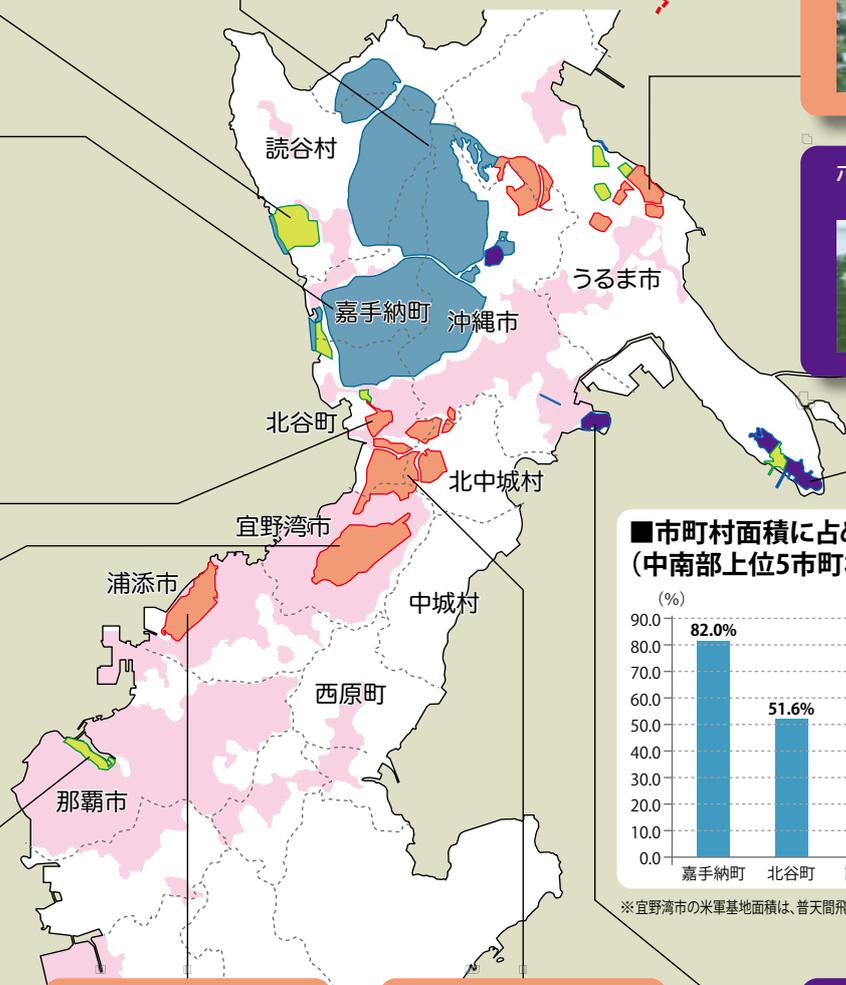
キャンプ・コートニー (133.9ha)

嘉手納飛行場 (1,985.5ha)

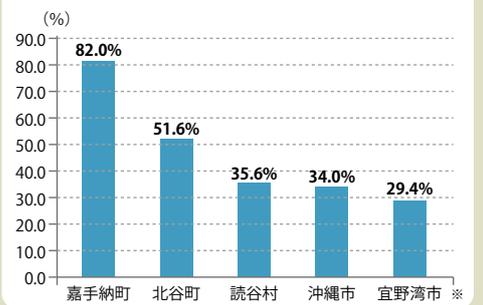
ホワイト・ビーチ地区 (156.8ha)

キャンプ桑江 (67.5ha)

普天間飛行場 (475.9ha)



■市町村面積に占める米軍基地の割合 (中南部上位5市町村)



那覇港湾施設 (55.9ha)

牧港補給地区 (267.7ha)

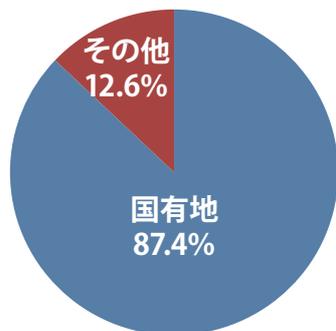
キャンプ瑞慶覧 (534ha)

泡瀬通信施設 (55.2ha)

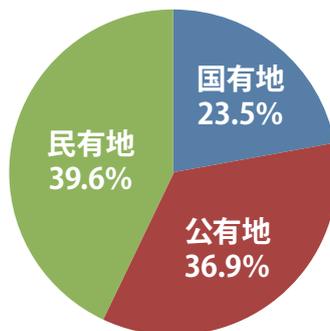
Q8 沖縄の軍用地の特徴を教えてください。

A

沖縄県を除く全国の米軍施設・区域では、約87%が国有地ですが、沖縄県では、約23%が国有地、残り約77%が県有地、市町村有地、民有地となっています。



本土



沖縄

これは、県外の米軍基地の大半が戦前の旧日本軍の基地をそのまま使用しているのに対し、沖縄県では、旧日本軍が使用した区域にとどまらず、沖縄戦後も米軍による公・民有地の強制接収が行われたことが背景にあります。

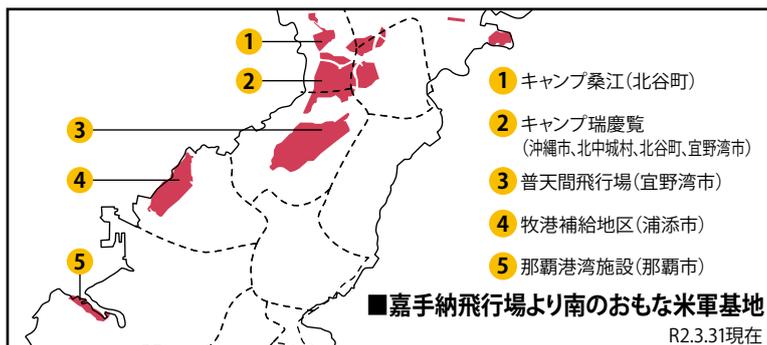
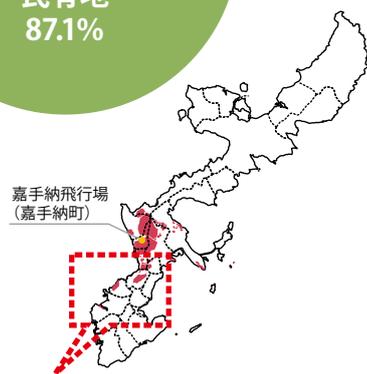
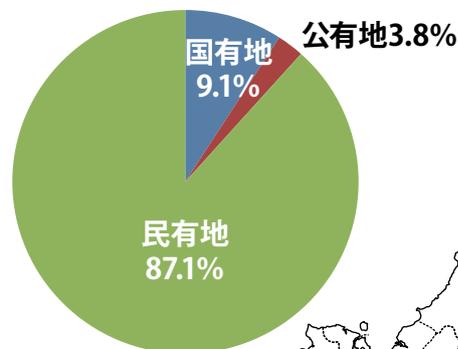
特に、本県の人口の8割以上が居住している沖縄本島中南部の嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域では、民有地が約87%を占めている状況です。

本県の米軍基地は、ただ単に面積が広大であるばかりでなく、その所有形態においても他の都道府県の米軍基地とは経緯を異にしているのが特徴です。

公有地が民有地に比べて極端に少ないため、基地返還跡地におけるまちづくりを円滑に推進するためには、返還前の早い段階から道路や公園等の公共施設用地を確保する必要があります。

このことから、沖縄の米軍基地問題は整理縮小だけではなく、返還跡地の利用促進を図る上でも解決しなければならない多くの課題を抱えていることが分かります。

■嘉手納飛行場より南の軍用地の割合



Q9 米軍基地に起因する事件や事故について教えてください。

A

沖縄県では、米軍基地に起因する事件・事故が繰り返されている状況です。

なかでも、一步間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねない航空機関連の事故は、沖縄の本土復帰（昭和47年）から令和元年末までの間に811件発生しています。

昭和34年（1959年）には、沖縄本島中部の石川市（現うるま市）にある宮森小学校に米軍戦闘機が墜落し、11人の児童を含む17人が死亡、210人の重軽傷者を出しました。また、平成16年（2004年）8月には、米海兵隊所属の大型ヘリコプターが沖縄国際大学の本館建物に接触し、墜落、炎上しました。そして、平成28年（2016年）12月には、県民が配備に強く反対してきたオスプレイが、名護市の集落の近くに墜落しました。さらに、平成29年（2017年）12月には、飛行中の大型ヘリコプターから重さ約8キロの窓枠が、体育の授業中の小学校の校庭に落下しました。

また、米軍人・軍属等による刑法犯罪は、復帰（昭和47年）から令和元年末までの間に6,029件発生し、うち殺人・強盗・強姦などの凶悪犯が580件となっています。

平成7年（1995年）には、小学生の少女が米兵3人に暴行される事件が発生し、敗戦から半世紀、基地被害と米兵の犯罪に苦しんできた沖縄県民の怒りが爆発しました。そして、平成28年（2016年）にも、米軍属の男が女性を強姦し、死亡させ、その後遺棄する事件が発生し、県民の強い憤りが再燃しました。さらに、平成31年（2019年）には、海軍兵が女性を殺害した後、自殺する事件が発生し、県民に大きな衝撃と不安を与えました。

国土面積の約0.6%しかない沖縄県に、全国の米軍専用施設面積の約7割に及ぶ広大な米軍基地があるがゆえに、長年にわたり事件・事故が繰り返されています。

沖縄県としては、引き続き日米両政府に対し、米軍基地の整理縮小や日米地位協定の見直しなど、過重な基地負担の軽減を求めていると考えています。



宮森小学校米軍機墜落事故(1959年)

名護市安部 オスプレイ墜落事故(2016年)

宜野湾市普天間第2小学校部品落下事故(2017年)

Q10 米軍に起因する騒音問題や環境問題について教えてください。

A

沖縄県における広大な米軍基地の存在により、県民の生活環境や自然環境への影響が懸念されています。

なかでも、日常的に発生する航空機騒音は、基地周辺住民の生活環境に大きな影響を与えています。

令和元年度に沖縄県及び関係市町村が実施した航空機騒音測定結果によると、嘉手納飛行場周辺では19測定局のうち6局で、普天間飛行場周辺では13測定局のうち2局で環境基準値を超過しております。

キーワード

※環境基準値・・・環境基本法の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準

環境基準値を超過している測定局の調査結果を抜粋したものが下の表です。

■令和元年度航空機騒音測定結果(抜粋)

飛行場	測定箇所	1日あたりの騒音発生回数	最大ピークレベル	平均ピークレベル
嘉手納飛行場周辺	北谷町砂辺	56.5回	116.1dB	91.2dB
普天間飛行場周辺	宜野湾市上大謝名	32.4回	124.5dB	90.1dB

これらの地点では、最大ピークレベルで飛行機のエンジン近くと同程度の騒音が、平均ピークレベルでも騒々しい工場内と同程度の騒音が発生していることとなります。

さらに、これらの地点では、度重なる外来機の飛来により騒音が激化しており、普天間飛行場周辺においては、令和元年(2019年)5月には過去最大の124.5dBの騒音が観測されています。

デシベル(dB)	騒音の目安
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛(前方2m)
100	電車が通るときのガード下
90	騒々しい工場の中

※環境庁大気保全局編「騒音規制法の解説」より

また、日米両政府は、22時から6時までの間の飛行は、米国の運用上の所要のために必要と考えられるものに制限することに合意をしていますが、両飛行場周辺では、同時間帯においても広範囲で騒音が測定されるなど、実効性のある航空機騒音の軽減措置が講じられているとは言えない状況です。



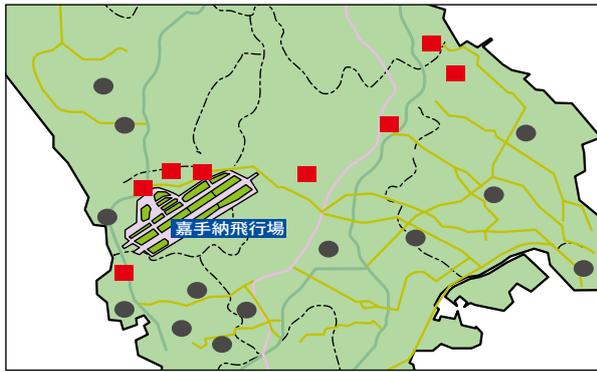
琉球新報社提供
普天間飛行場に配備されているオスプレイ



琉球新報社提供
嘉手納飛行場に飛来した外来機(F-35戦闘機)



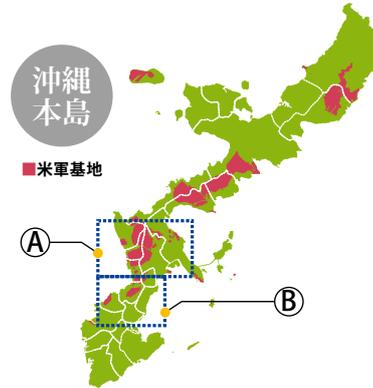
極東最大級の米空軍嘉手納飛行場



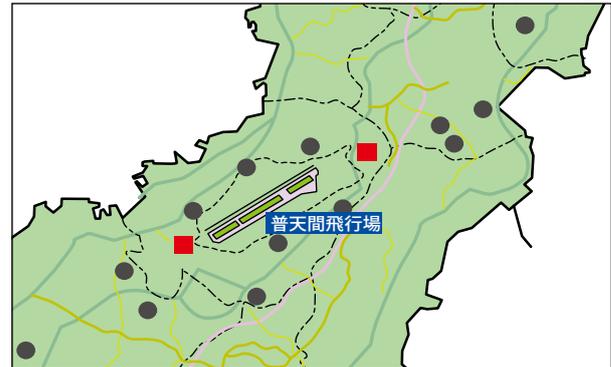
拡大図①

凡例	
●	航空機騒音測定地点
■	うち環境基準超過地点

普天間飛行場及び嘉手納飛行場周辺での測定局の位置。両飛行場周辺では、広範囲で騒音が測定されている。



拡大図②



両飛行場においては、周辺住民が、国に対し、夜間・早朝の飛行差し止めや損害賠償を求める訴訟を幾度も提起しています。その原告数は、両飛行場合わせて約2万5千人にもものぼっており、騒音による生活環境への影響が広範囲に及んでいることが分かります。

また、沖縄本島北部のキャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブ、北部訓練場、伊江島補助飛行場の周辺においても、騒音被害が顕著になっています。たとえば、ヘリコプター着陸帯に隣接する市町村では、住宅地域の近くでのオスプレイの飛行訓練が頻繁に行われています。

さらに、基地内からの航空機燃料やディーゼルオイル等の流出による水域等の汚染がたびたび発生しています。度重なる燃料の流出事故は、河川・海域・土壌等の自然環境を汚染することはもとより、県民の生活や健康への影響も懸念されます。

加えて、嘉手納飛行場や普天間飛行場周辺の河川、湧き水等から有機フッ素化合物※1であるPFOS等が高濃度で検出されており、これまでの調査結果から、両飛行場が汚染源である可能性が高いと考えられています。しかしながら、沖縄県が米軍に要請している原因究明のための立ち入り調査などは、実現していません。

また、運用中の米軍基地だけではなく、返還跡地においてもタール状物質の入ったドラム缶が地中から発見された事例や、土壌から鉛や六価クロム等の有害物質が環境基準値を超えて検出される事例等があります。

沖縄県では、航空機騒音の軽減や深刻な環境被害の未然防止等のため、米軍にも日本の国内法を適用させることなどを国に対して求めています。

キーワード

●有機フッ素化合物※1

炭素-フッ素の非常に強い結合を持つ有機化合物の総称。多くの種類があり、PFOSとPFOAはその一種。PFOSとPFOAは、人体への影響を踏まえ、製造・使用について国際的に規制の対象となっていることに加え、米国では飲料水の健康勧告値が設定されている。



北谷町美浜の米軍基地返還跡地の地中から、ドラム缶に入ったタール状物質が多数発見された。(平成14年1月)

Q11 日米地位協定とは何ですか。また課題を教えてください。

A

日米地位協定は、在日米軍による施設・区域の使用を認めた日米安全保障条約第6条を受けて、施設・区域の使用の在り方や日本における米軍の地位について定めた条約です。

具体的には、施設・区域の提供、米軍の管理権、日本国の租税等の適用除外、刑事裁判権、民事裁判権、日米両国の経費負担、日米合同委員会の設置等が定められています。

日米地位協定は、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代の要求や国民の要望にそぐわないものとなっており、刑事裁判権、米軍の管理権としての基地使用のあり方、環境汚染など、様々な問題点が指摘されていますが、昭和35年(1960年)に締結されて以降、改定は一度も行われていません。

政府は、米軍及び在日米軍施設・区域を巡る問題を解決するためには、日米地位協定の運用の改善によって対応していくことが合理的であると説明しています。

沖縄県としては、米軍基地を巡る諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えており、国に対して毎年度要請を行っています。

平成14年11月の婦女暴行未遂事件の起訴前引き渡し拒否の事例

日米地位協定第17条(概要)

公務外の事件・事故の場合、裁判権は日本側にあるが、被疑者が米側に拘束された場合は、日本側が起訴するまで、引き続きその身柄を米側が拘束する。



運用改善

平成7年10月の日米合同委員会合意

殺人又は強姦という凶悪な犯罪に係る起訴前の拘禁の移転についての日本側からの要請に対し、米側は好意的な考慮を払う。



しかし

平成14年11月 婦女暴行未遂事件(沖縄県)

日本側の起訴前の身柄引き渡し要請に対し、米側は明確な理由を示さないまま拒否。
→起訴前の身柄引き渡しの判断は、依然として米側の裁量に委ねられている。



Q12 日米地位協定と他国の地位協定は違いがあるのですか。

A

沖縄県では、日米地位協定の問題点を明確化し、同協定の見直しに対する理解を広げることを目的に、他国の地位協定や米軍基地の運用状況を調査しています。

平成29年度と30年度に調査を行った、ドイツ・イタリア・ベルギー・イギリスのヨーロッパ4カ国では、自国の法律や規則を米軍にも適用させることで、米軍の活動をコントロールしていることが分かりました。

また、騒音軽減委員会や地域委員会の設置等によって、地元自治体からの意見聴取や必要な情報の提供が行われているほか、受入国側の基地内への立入り権も確保されています。

さらに、米軍機の墜落事故の際にも、受入国側が主体的に捜索等に関わっている状況でした。

調査結果を総合すると、このような状況がヨーロッパでは標準的であると考えられますが、これに対して、日本では、原則として国内法が適用されず、日米で合意した飛行制限等も守られない状況や地元自治体が求める地域の委員会設置や米軍機事故の際の主体的な捜索、基地内への立入り権の確保等が実現していない状況であり、ヨーロッパとは大きな違いがあります。

ヨーロッパ各国との比較

	国内法	管理権	訓練・演習	航空機事故
日本	原則不適用	立入り権明記無し	航空特例法等により規制できず	捜索等を行う権利を行使しない
ドイツ	原則適用	立入り権明記 立入りパス支給	ドイツ側の承認が必要	ドイツ側が現場を規制、調査に主体的に関与
イタリア	原則適用	基地はイタリア司令部の下 伊司令官常駐	イタリア側の承認が必要	イタリア検察が証拠品を押収
ベルギー	原則適用	地方自治体の立入り権確保	自国軍よりも厳しく規制	(未確認)
イギリス	原則適用	基地占有権は英国 英司令官常駐	英側による飛行禁止措置等明記	英国警察が現場を規制、捜索

令和元年度に調査を行ったオーストラリアでも、米軍に検疫に関する法や軍の航空規則などの国内法を適用させており、米軍は、オーストラリア国内にヘリコプターを配備する際、同国の基準を満たすために20日もかけて機体を解体・洗浄し、オーストラリア検疫当局の検査を受けていることが分かりました。

フィリピンでも、国内法令において、地位協定に基づいて行われる演習等でのフィリピン環境法令の遵守義務が明記されており、実際の運用においても、米軍の有害物質の取扱いにはフィリピン側の許可を必要とするなど、米軍にも国内法を適用していることが確認できました。

このような調査結果から、自国の法律や規則を米軍にも適用させている状況は、ヨーロッパだけではないことが明らかになったと考えています。

Q

日本とは安全保障環境や法体系が異なる他国と比較しても意味がないのではないですか？

A

これまでに地位協定の改定を実現しているフィリピンや韓国では、米国との交渉の際にヨーロッパ諸国(NATO)や日本の地位協定が参考にされています。

また、日本の外務省においても、ホームページに他国との比較をした事例が紹介されており、沖縄県としては、自国の地位協定と他国が締結している地位協定を比較し、実際に基地の運用がどのようになされているかを確認することは大変重要なことだと考えています。

(参考)外務省のホームページ(日米地位協定Q&A 問9)

(公務外の米軍人等の身柄の引き渡し時期について)「日米地位協定の規定は、他の地位協定の規定と比べても、NATO地位協定と並んで受入国にとっていちばん有利なものとなっています」(以下、略)

Q13 日米地位協定の改定は難しいのではないですか。

A

日米地位協定は、昭和35年(1960年)に締結されて以降、一度も改定されたことがありません。

しかし、日本と同じように米国と地位協定を締結しているドイツや韓国では、改定を実現させています。

特にドイツでは、昭和34年(1959年)に締結されたボン補足協定をこれまで3度も改定しており、駐留軍に対しても原則としてドイツの国内法が適用されることが明記されているほか、環境保全を目的とする詳細な規定が設けられています。

■日本とドイツの地位協定の比較

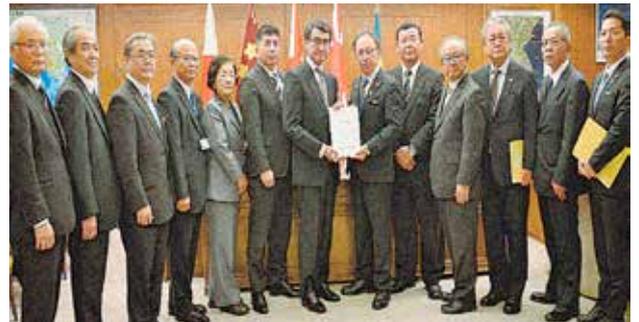
	日米地位協定	ボン補足協定
締結年	昭和35年(1960年)	昭和34年(1959年)
改定実績	無し	3度
駐留軍に対する国内法の適用	日本国法令を尊重	原則としてドイツ国内法を適用

沖縄県としては、日米地位協定の見直しについては、米軍基地が集中する沖縄という一地域だけの問題ではなく、我が国の外交・安全保障や国民の人権、環境保護などについてどう考えるかという極めて国民的な問題であると考えています。

全国知事会※1では、平成30年7月に「米軍基地負担に関する提言」を全都道府県による全会一致で決議し、日米地位協定の抜本的な見直しを初めて政府に提言し、令和2年11月には、新たな「米軍基地負担に関する提言」が全会一致で決議されました。

そのような全国知事会の提言を受けて、全国の地方議会で日米地位協定の抜本的な見直しを含む意見書が可決されているほか、国政政党においても、改定に向けた様々な動きが見られるなど、この問題に対する理解は全国に広がりつつあります。

沖縄県としては、今後とも、全国知事会や渉外知事会※2など全国的な団体とも連携し、あらゆる機会を通じ、日米両政府に、日米地位協定の見直しを粘り強く求めていきたいと考えています。



日米地位協定の見直し等を要請する玉城知事

キーワード

●全国知事会※1

各都道府県間の連絡提携を緊密にして、地方自治の円滑な運営と進展を図ることを目的として設立。全国47都道府県知事で構成。平成28年11月には、沖縄をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況について広く理解し、研究するために「米軍基地負担に関する研究会」が設置された。

●渉外知事会※2

米軍提供施設等が所在する都道府県相互間の連絡協調を密接にし、政府等に対して、基地問題の適切かつ迅速な措置について要望等を行い、これらの問題の効果的な解決を図るため、昭和37年1月に設立。令和2年3月現在、15都道府県で構成。

第3章 米軍基地と沖縄県の経済、財政

Q14

沖縄県の経済は米軍基地経済に大きく依存しているのではないですか。

A

沖縄の本土復帰(昭和47年・1972年)時の昭和40年代と現在を比べると、沖縄経済における基地関連収入(軍用地料、軍雇用者所得、米軍等への財・サービスの提供)の割合は大幅に低下しています。

戦後復帰前の沖縄経済は、米軍施政権の下、高度経済成長下における我が国の経済発展の過程から切り離されていたことなどもあり、総じて製造業が振るわず、基地依存型の経済構造が形成されたため、経済全体に占める基地関連収入の割合が高い時期がありました。

しかし、復帰後の沖縄経済については、3次にわたる沖縄振興開発計画とその後の沖縄振興計画に基づく取り組みにより、道路や港湾、空港などの社会資本の整備に加え、就業者数の増加や観光、情報通信産業等の成長など、着実に発展してきました。

基地関連収入が県民総所得に占める割合は、復帰前の昭和40年度(1965年度)には30.4%でしたが、復帰直後の昭和47年度(1972年度)には15.5%、平成29年度(2017年度)には6.0%(2,813億円)まで大幅に低下しており、基地関連収入が県経済へ与える影響は限定的なものとなっています。

■ 県民総所得に占める基地関連収入の割合



(出典) 1965年度：沖縄県「県民所得統計報告書(1973年度)」 1972年度以降：沖縄県「県民経済計算」

返還跡地の現在 ①

小禄金城地区

返還前は、那覇飛行場の補助施設として、主に米軍人及び軍属の住宅地域として使用されていました。

昭和40年(1965年)から昭和61年(1986年)にかけて順次返還され、返還跡地は、特色ある街づくりが行われており、郊外型店舗の進出や住宅の整備により、那覇市のベッドタウンとして発展しています。



那覇市歴史博物館提供

返還前



返還後

Q15

米軍基地がなくなったら沖縄の経済に悪影響があるのではないですか。

A

米軍基地が整理縮小され、返還後の跡地利用が進めば、県経済に好影響を与えると考えます。

全国でも有数の高い人口密度となっている中南部都市圏において、市街地を分断する形で広大な米軍基地が存在していることは、都市機能、交通体系、土地利用などの面で県経済の発展をフリーズ(阻害)させています。(Q7参照)

既に返還された駐留軍用地の跡地利用に伴う経済効果を試算すると、那覇新都心地区、小禄金城地区、桑江・北前地区では返還後の跡地利用により、返還前と比べて直接経済効果^{※1}が約28倍、雇用者数^{※2}が約72倍となっています。

今後返還が予定されている駐留軍用地についても、跡地利用を推進することで、約18倍の直接経済効果及び誘発雇用人数^{※3}が見込まれています。

基地跡地の飛躍的な発展は、かつての基地経済の効果を大きく上回るものとなっている。

既返還 駐留軍用地跡地	直接経済効果 (億円/年) ※ 1			雇用者数 (人) ※ 2		
	返還前	返還後	倍率	返還前	返還後	倍率
那覇新都心地区	52	1,634	32倍	168	15,560	93倍
小禄金城地区	34	489	14倍	159	4,636	29倍
桑江・北前地区	3	336	108倍	0	3,368	皆増
合計	89	2,459	28倍	327	23,564	72倍

今後返還が予定されている基地についても、大きな発展が期待される。

返還予定 駐留軍用地	直接経済効果 (億円/年) ※ 1			誘発雇用人数 (人) ※ 3		
	返還前	返還後	倍率	返還前	返還後	倍率
キャンプ桑江	40	334	8倍	351	3,409	10倍
キャンプ瑞慶覧	109	1,061	10倍	954	7,386	8倍
普天間飛行場	120	3,866	32倍	1,074	34,093	32倍
牧港補給地区	202	2,564	13倍	1,793	24,928	14倍
那覇港湾施設	30	1,076	36倍	228	10,687	47倍
合計	501	8,900	18倍	4,400	80,503	18倍

※1: 直接経済効果: 基盤整備を一定程度終了後に徐々に発現する、生産・販売等の経済活動によって生じる直接的な効果
(返還前=地代収入、軍雇用者所得、米軍等への財・サービスの提供額、基地周辺整備費等、基地交付金)、(返還後=卸・小売業、飲食業、サービス業、製造業の売上高、不動産(土地、住宅、事務所・店舗)賃貸額) 「駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等に関する検討調査(平成27年1月沖縄県公表)」に基づく
※2: 雇用者数: (返還前=沖縄の米軍及び自衛隊基地(統計資料集)に基づく)、(返還後=経済センサス活動調査(H24)に基づく)
※3: 誘発雇用人数: 誘発される生産を行うために必要となる理論上の雇用者数 「駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等に関する検討調査(平成27年1月沖縄県公表)」に基づく

返還跡地の現在 2

桑江・北前地区

返還前は、米軍によってメイモスカラー射撃訓練場及びハンビー飛行場として使用されていました。

昭和52年(1977年)及び昭和56年(1981年)に返還され、返還跡地は、公園などの公共施設や大規模商業施設などが建設され、地域住民を含め幅広く利用されています。



返 還 前



返 還 後

返還跡地の現在 3

那覇新都心地区

返還前は、米軍人及び軍属の住宅基地として使用されていました。

昭和40年(1965年)から昭和62年(1987年)にかけて順次返還され、返還跡地は、那覇市の新たな都市拠点づくりとして、行政機関、金融機関、博物館、美術館のほか、大規模商業施設や住宅も整備され、那覇市の活気あるエリアに変貌しています。



返還前



返還後



返還前

沖縄本島



返還跡地の現在 4

アワセゴルフ場跡地

アワセゴルフ場は、平成22年(2010年)に返還され、平成25年(2013年)から北中城村アワセ土地区画整理組合により土地区画整理事業が行われています。

本事業は、「広域交流拠点」、「村の新たな顔となる拠点」としての新しい街を形成するため、①公園・緑地の整備による環境の創造、②医療施設・スポーツ施設による健康の増進、③リゾートショッピングモールによる観光の振興、④病院、商業施設、スポーツ施設、LNG設備による地域の防災拠点としての理念を掲げ、新たな歩みを進めています。



返還後

H29.3月撮影

Q16 米軍基地と引き替えに沖縄振興が図られているのではないですか。

A

沖縄には米軍基地が集中していることから、県内外の方々に、国から特別に多額の予算が措置されている、との誤解が見受けられますが、それは違います。

沖縄振興は、沖縄の置かれた「特殊な諸事情」を踏まえ、復帰後の本土との格差是正や、沖縄経済の自立的発展のために実施されており、米軍基地の受け入れと引き替えのものではありません。

沖縄振興の根拠法である沖縄振興特別措置法は、離島振興法や山村振興法、北海道開発法と同様に、「国土の均衡ある発展」を目的とした地域振興法の一つとして制定されているものです。

沖縄の特殊事情

- ①第二次世界大戦末期の沖縄戦における苛烈な戦渦と、その後26年余りにわたり我が国の施政権の外にあったこと(歴史的事情)
- ②本土から遠隔にあり、広大な海域に多数の離島が点在していること(地理的事情)
- ③我が国でも希な亜熱帯地域にあること(自然的事情)
- ④国土面積の0.6%の沖縄に在日米軍専用施設・区域の大半が集中していること(社会的事情)

【沖縄振興特別措置法】

第1条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

沖縄振興の取り組み

法律

・沖縄振興特別措置法

沖縄の特殊事情に鑑み、沖縄振興計画に基づく事業の推進等により、総合的かつ計画的な振興を図る。

政策ツール

- ・高率補助
- ・沖縄振興交付金
- ・沖縄振興税制
- ・沖縄振興開発金融公庫 など

計画

第1～3次沖縄振興開発計画

(昭和47年度～平成13年度)

- ・本土との格差是正
- ・自立的発展の基礎条件の整備

沖縄振興計画

(平成14年度～平成23年度)

- ・民間主導の自立型経済の構築
- ・アジア太平洋地域の発展に寄与する地域の形成

沖縄21世紀ビジョン基本計画 (平成24年度～令和3年度)

- ・潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の構築
- ・日本と世界の架け橋となる強くしなやかな自立型経済の構築

Q17

内閣府沖縄担当部局予算(沖縄振興予算)は沖縄県にだけ3,000億円上乗せされているので、米軍基地を負担するのは当然ではないですか。

A

沖縄振興予算は、各種振興策を実施するために内閣府沖縄担当部局に一括して計上される予算のことで、令和2年度当初予算で3,010億円となっています。

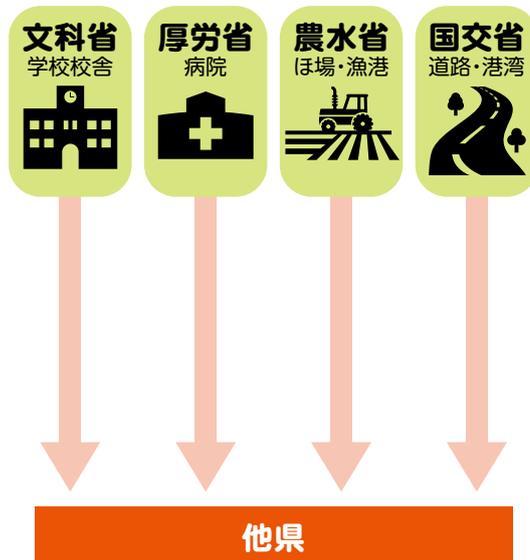
沖縄振興予算は、振興策を総合的かつ計画的に推進するため、他県であれば各省庁が個別に計上する、道路や港湾、病院や学校の校舎等の施設の整備に要する費用等も、内閣府沖縄担当部局が一括して計上する仕組みになっています。

他県にはない独自の仕組みであるため、しばしば誤解されることがありますが、他県と同様の交付金・補助金の枠組みに加えてさらに3,000億円の予算が別途上乗せされているわけではありません。

沖縄振興予算の内閣府一括計上のイメージ

他県の場合

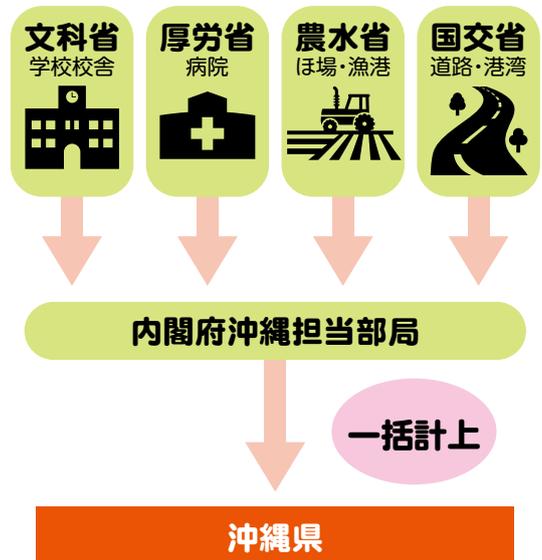
道路や港湾、病院、学校の校舎等の整備や農山漁村地域整備に要する費用等を、
各省庁が個別に予算計上



分野ごとに各省庁が個別に予算を計上する

沖縄県の場合

道路や港湾、病院、学校の校舎等の整備や農山漁村地域整備に要する費用等も、
内閣府で一括して予算計上



内閣府沖縄担当部局が一括して予算を計上する

→他県では各省庁が個別に計上する予算を、沖縄県では内閣府沖縄担当部局予算において内閣府が一括計上(ただし、全国一律の制度である年金、医療、介護に関する社会保障関係費や義務教育国庫負担金等は含まれていない)している。これは、沖縄が米軍の施政権下に置かれていた27年間、各省庁に直接予算要求する機会がなかったこと等もあり、国への予算要求を一体的に行い、必要な予算を確保することも目的としている。

Q18 なぜ普天間飛行場を辺野古へ移設することに反対なのですか。

A

戦後75年を経た現在もなお、国土面積の約0.6%しかない沖縄県に、全国の米軍専用施設面積の約7割が集中し続け、状況が改善されない中で、今後100年、200年も使われるであろう辺野古新基地ができることは、沖縄県に対し、過重な基地負担や基地負担の格差を固定化するものであり、到底容認できるものではありません。(Q4参照)

沖縄は今日まで自ら基地を提供したことは一度としてありません。戦後の米軍占領下、住民が収容所に隔離されている間に無断で集落や畑がつぶされ、日本独立後も武装兵らによる「銃剣とブルドーザー」で居住地などが強制接收されて、住民の意思とは関わりなく、基地が次々と建設されました。(Q1、Q2参照)

土地を奪って、今日まで住民に大きな苦しみを与えておきながら、基地が老朽化したから、世界一危険だから、普天間飛行場の移設は辺野古が唯一の解決策だから沖縄が基地を負担しろというのは、理不尽です。

さらに、令和元年(2019年)に政府がようやく明らかにした総工費は、当初計画額約2,300億円の約4倍に達する9,300億円になっています。これまでの経緯を踏まえると、今後も増額する可能性が十分にあり、県としてはこれだけの国費、税金を投入することについて、国民の理解と、国会における十分な議論が必要であると考えています。



ジュゴンをはじめとする絶滅危惧種262種を含む5,300種以上の生物が確認されている辺野古、大浦湾周辺海域

一方、辺野古新基地が造られようとしている辺野古・大浦湾周辺の海域は、ジュゴンをはじめとする絶滅危惧種262種を含む5,300（プランクトンを含めると約5,800）種以上の生物が確認され、生物種の数是国内の世界自然遺産地域を上回るもので、子や孫に誇りある豊かな自然を残すことは我々の責任です。(Q21参照)

また、5,300種のうち、約1,300種は分類されていない生物であり、種が同定されると多くは新種の可能性があります。新基地建設は、貴重な生物多様性を失わせ、これらかけがえのない生物の存在をおびやかすものなのです。(Q22参照)

さらに、沖縄県知事選挙、衆参議員選挙など、これまでの一連の選挙において、辺野古移設に反対する県民の民意が示されています。

普天間飛行場の代替施設としての辺野古埋立てについては、平成31年2月の県民投票において投票者総数の7割以上という圧倒的な反対の民意が示されました。

沖縄県は日米安全保障体制の必要性は理解していますが、県民の理解の得られない辺野古移設を強行すると、日米安全保障体制に大きな禍根を残すことになります。

沖縄県は、これらのことから辺野古への移設を反対しており、今後とも辺野古に新基地は造らせないということを県政運営の柱にし、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去、県外・国外移設を求めています。



朝日新聞社提供

県民投票前日 平成31年(2019年)2月23日

Q19 沖縄県は辺野古新基地建設に反対していますが、日米安全保障体制に反対なのですか。

A

いいえ。沖縄県は日米安全保障体制の必要性を理解する立場です。

沖縄県は、日米安全保障体制については、これまで日本と東アジアの平和と安定の維持に寄与してきたと考えています。

また、国の調査においても、「日米安全保障条約は日本の平和と安全に役立っている」とする回答が77.5%となるなど、その重要性に対する理解が多くの国民に広がっています。

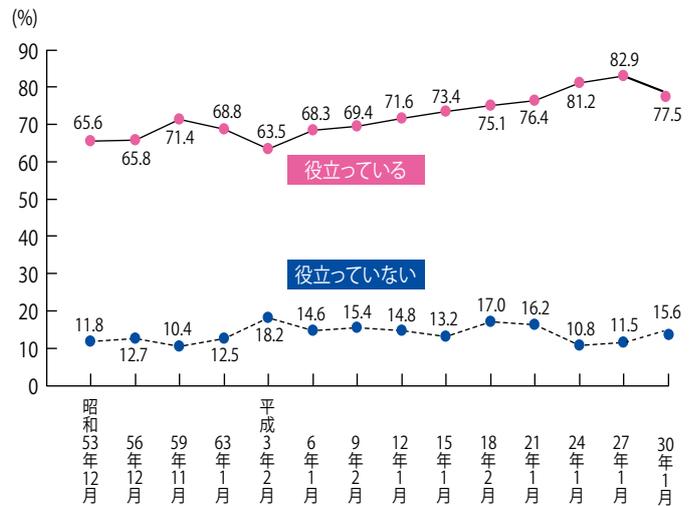
しかし、我が国においては、沖縄の米軍基地の機能や効果、負担のあり方など、安全保障全般について国民的議論が十分なされてきたとは言えず、戦後75年を経た現在もなお、国土面積の約0.6%しかない沖縄県に、全国の米軍専用施設面積の約7割が集中しています。

日本の安全保障が大事であるならば、基地負担のあり方についても日本国民全体で考え、その負担も日本全体で分かち合うべきではないでしょうか。

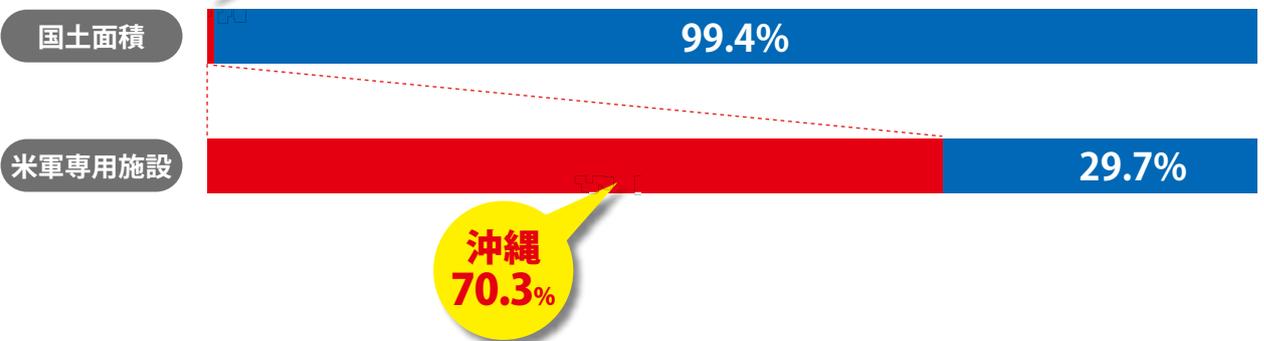
沖縄県としては、辺野古新基地建設問題等を通して、日米安全保障の負担のあり方について、改めて日本全国の皆様で考えて頂きたいと思っています。

■平成30年1月「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」(内閣府)

[設問] 日米安全保障条約は日本の平和と安全に役立っていると思いますか。



■米軍専用施設の負担状況



【日米安全保障条約】第6条(前段抜粋)

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

Q20

沖縄県が、辺野古への移設を反対すると、普天間飛行場の危険が放置されるのではないですか。

A

政府は、沖縄県が辺野古新基地建設に協力しなければ、普天間飛行場は固定化されるとしています。

沖縄県は、世界一危険とも言われる普天間飛行場の固定化は絶対に許されないと考えています。

政府は、辺野古移設によって早期に普天間飛行場の危険性の除去ができるとしていますが、令和元年12月には、当初5年としていた埋立工事の工期が約9年3か月に延び、その他の手続を含めると、基地として提供されるまでに全体で約12年が必要になると公表しております。これでは普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながりません。

米軍占領下での強制接収によって住民の土地を奪って、今日まで住民に大きな苦しみを与えておきながら、基地が老朽化したから、世界一危険だから、普天間飛行場の移設は辺野古が唯一の解決策だから沖縄が基地を負担しろというのは、理不尽です。

政府が普天間飛行場周辺住民の生命・財産を守ることを最優先にするのであれば、辺野古への移設にかかわりなく、同飛行場の速やかな運用停止を実現するべきであり、普天間飛行場の固定化を絶対に避けて、積極的に県外・国外移設に取り組むべきであると考えています。

沖縄県としては、普天間飛行場の閉鎖撤去、県外・国外移設を求めています。同飛行場が返還されるまでの間においても、危険性を放置することはできないことから、一日も早く普天間飛行場で航空機が飛ばない状態を実現し、危険性を除去していただきたいと求めています。



写真(上・下)：沖縄国際大学構内(宜野湾市)に米軍ヘリコプターが墜落した(平成16年・2004年)



Q21 辺野古・大浦湾の自然環境について教えてください。

A

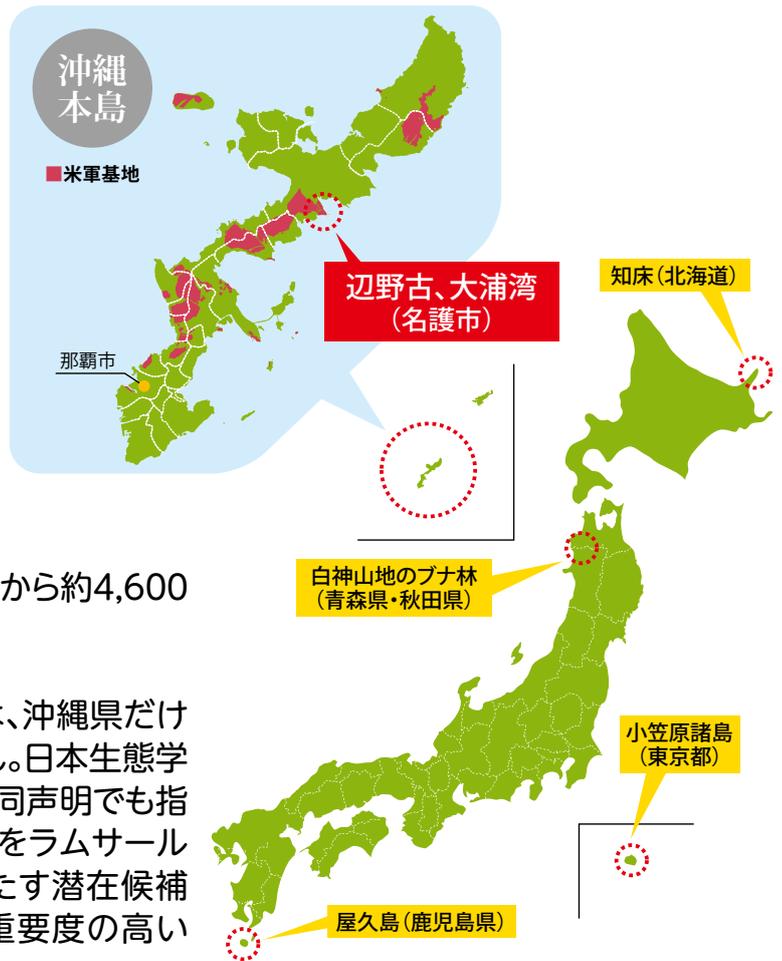
沖縄には、世界的にも貴重な亜熱帯島嶼(とうしょ)域の豊かな海と森があり、これらは私たちの誇るべき財産です。

その中でも、辺野古・大浦湾周辺の海は、特異な地形的特徴を反映し、多様な生態系が狭い水域に組み合わせる、生物多様性が極めて高い海域です。

沖縄防衛局による環境影響評価の調査でも、この海域で絶滅危惧種262種を含む5,300種以上の生物が確認されているのです。

これは、人類共通のかけがえない財産であり、将来の世代に引き継いでいくべき世界自然遺産として登録されている、知床、白神山地、小笠原諸島、屋久島でそれぞれ確認されている、約2,900から約4,600という数を上回るものです。

この地域の自然環境の重要性は、沖縄県だけが主張していることではありません。日本生態学会をはじめとした19もの学会の共同声明でも指摘されており、環境省は、この海域をラムサール条約の登録湿地の国際基準を満たす潜在候補地とし、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」の一つとして抽出しています。



■日本の世界自然遺産登録地の生物種について

所在	名称	登録年	面積※1	生物種数※2
鹿児島県	屋久島	1993年	約10,700ha	約4,600種
青森県/秋田県	白神山地	1993年	約17,000ha	約2,900種
北海道	知床	2005年	約71,100ha	約4,200種
東京都	小笠原諸島	2011年	約7,900ha	約4,400種

※1 「日本の世界自然遺産ホームページ(環境省)」 ※2 各登録地の世界自然遺産管理計画

■辺野古・大浦湾の生物種について

所在	名称	調査範囲の面積 ※1	生物種数 ※2
沖縄県	辺野古・大浦湾	約3,600ha	5,334種

※1 沖縄防衛局が提出した願書の添付図書「環境保全に関し講じる措置を記載した図書」で示された、海域生物の調査方法をもとに、沖縄県が概算したものである。

※2 図書P6-13-137

世界的な海洋学者であるシルヴィア・アール博士が率いる米国の環境NGOミッション・ブルーにより、大浦湾とその周辺海域一帯が、希少なアオサング群落やジュゴンを含む数千種の生物が生息する重要な生物多様性を持つと評価され、この海域の海と生き物を、米軍の新基地建設と将来のさらなる開発から守るために疑問の声を上げることが重要であるとして、令和元年10月に「ホープスポット」として登録されました。※1

また、沖縄は現在日本で確認されている唯一のジュゴンの生息地で、世界のジュゴンの北限の生息地となっております。ジュゴンは国の天然記念物に指定されている絶滅危惧種ですが、辺野古・大浦湾は、ジュゴンの餌場である海草藻場が沖縄島周辺で最大の規模で広がる、ジュゴンの生存にとって非常に大切な場所です。

私たちは、この海域が育む命と自然がかげがえのないことを知り、この美しい海を守り、子孫へ引き継ぎたいと切に願っています。

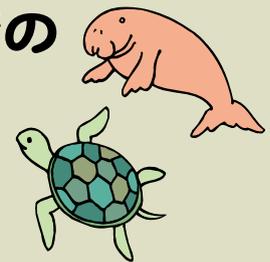
キーワード

● **ホープスポット**※1

ホープスポットとは、世界的な海洋学者シルヴィア・アール博士が立ち上げた米国のNGOミッションブルーが行っている、世界的に重要な海を登録し、海洋保護の網をかける活動のことです。

ホープスポットは、14名の海洋学者からなるホープスポット協議会において、世界に誇ることができる十分な科学的価値、文化的・歴史的・精神的価値、人間活動による影響をくつがえすことができる可能性のある海域、これから一緒に守っていこうとする地域のサポートがあると認められた場所が登録されます。

辺野古・大浦湾の生きものたち



写真：琉球新報社提供

Q22

辺野古・大浦湾の5,300種以上の生物のうち、約1,300種は分類されていない生物であり、その多くは新種の可能性があるというのは本当ですか。

A

本当です。約1,300種のうち、種が同定されると多くは新種の可能性があります。

平成18年(2006年)からの10年間で、エビやカニ、ハゼなどの新種計26種が相次いで発見されていることが平成28年(2016年)6月に報道され、同年7月には、100年以上ぶりにダルマスナギンチャク属の新種が発見されたことが報道されており、貴重な生物の存在が次々と明らかになっています。埋立工事の施工範囲は、臨時制限区域となっており調査ができませんが、まだ発見されていない生物が生息している可能性も十分にあります。

国はそれらを学術的に調査することもなく、またそれらを保護する一切の措置を施すことなく工事を行っています。

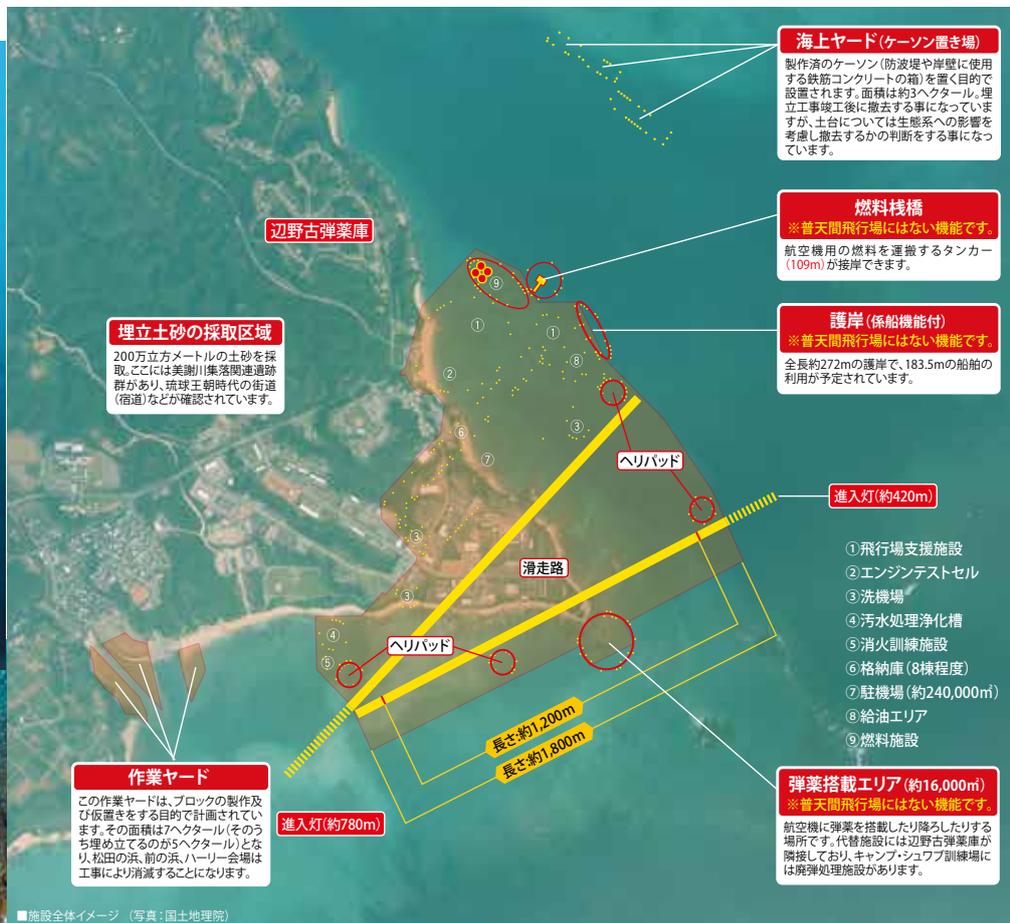
膨大な新種生物群が絶滅する危機に瀕し、貴重な生物資源が地球上から永遠に失われようとしているのです。



マヅリモク



アオサンゴ



■施設全体イメージ (写真:国土地理院)



琉球新報(平成28年6月19日掲載)

Q23

ジュゴンの餌場、生活の場である辺野古・大浦湾海域に新基地建設工事はどのような影響を与えていますか。

A

沖縄は世界のジュゴンの北限の生息地であり、その中でも辺野古・大浦湾は、ジュゴンの餌場である海草藻場が沖縄島周辺で最大の規模で広がる、ジュゴンの生存にとって非常に大切な場所です。

辺野古・大浦湾の周辺海域では、3頭のジュゴンが確認されていました。しかし、埋立工事のために政府が大型コンクリートブロック等の投入を開始した平成27年1月以降、それまで確認されていたジュゴンが確認されなくなりました。そして、平成31年3月には、3頭のうち1頭の死がいが見つかりました。

こうした状況から、国際自然保護連合(IUCN)が令和元年12月10日にレッドリストを更新し、沖縄・南西諸島のジュゴンについて、沖縄の個体群が他の生息地と離れていることを理由に個別に評価し、最も危険度が高い「絶滅寸前」に引き上げました。IUCNは、辺野古新基地建設が脅威になっていると指摘しています。

サンゴについても、政府は、工事着手後の平成30年8月に、絶滅危惧種のオキナワハマサンゴ9群体を移植しました。しかし、そのうち3群体が死亡、1群体が消失したと報告しています(令和2年11月現在)。

政府がフロートやブイを固定するためなどに設置したコンクリートブロックが、台風による波浪の影響で移動し、湾内のサンゴ等を傷つけていることも確認されています。

県はこれまで、工事の中止等を求める行政指導文書を発出していますが、政府は工事を強行しており、大規模な地盤改良工事に伴って発生する汚濁の拡散等によるジュゴンやウミガメ、魚類、サンゴ類、海藻草類等の海域生物への影響も懸念されます。



辺野古・大浦湾周辺で確認されたジュゴン(平成10年・1998年)

Q24 辺野古新基地の建設予定地の軟弱地盤と活断層の問題について教えてください。

A

辺野古新基地の建設予定地の大浦湾の海底には、非常に緩く軟らかい「軟弱地盤」※1が広範に分布し、最深で水面下90mにまで存在しています。

そのため、新基地を建設するためには、7万本以上もの杭を打ち込む大規模な地盤改良工事が必要ですが、国内の地盤改良船は、水面下70mまでしか地盤改良工事の施工実績がありません。

さらに、新基地建設の予定地には、埋立部分と陸地の部分があり、埋立部分には軟弱地盤と堅い地盤が混在していることから、地盤が不均一に沈む「不同沈下」※2が長期にわたって発生します。

そのため、仮に新基地が完成しても、維持管理に莫大な経費がかかる恐れがあります。

加えて、この地盤改良工事によって、水の濁りが発生し周囲のサンゴ類等に影響を与えるなど、周辺海域の環境に甚大な被害が及ぶことも想定されます。

また、新基地建設予定地の直下とその近くには、2つの断層が存在しますが、地質学者は、これらの断層が地震発生のリスクが高い「活断層」※3であると指摘しています。

これらの活断層が活動して地震が発生した場合、基地に深刻な被害が発生する恐れがあります。

このように、辺野古新基地の建設予定地には、軟弱地盤と活断層等により多くの問題があるため、基地の建設予定地として適切ではありません。

キーワード

● 軟弱地盤※1

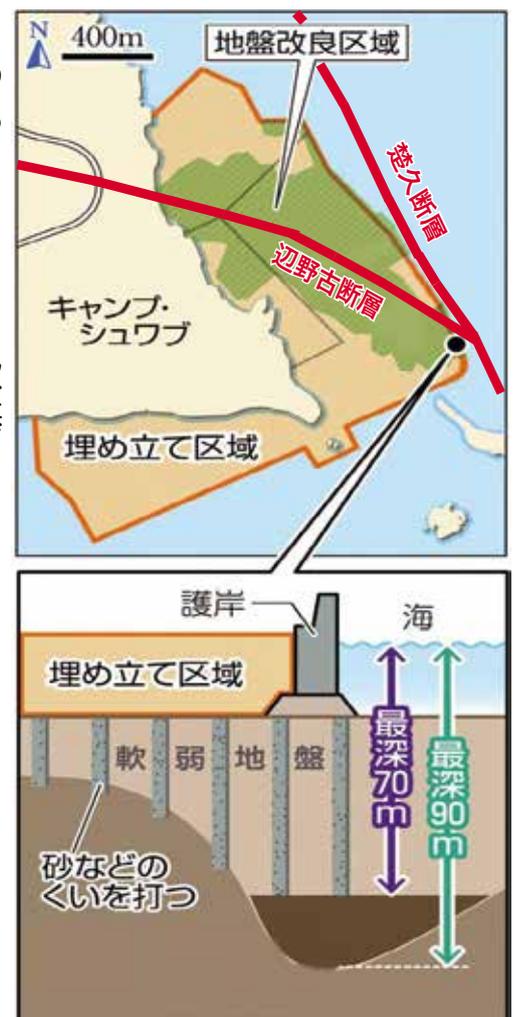
強度が弱い地盤のことであり、その上に建造物を建造すると、地盤の沈下や崩壊が発生する可能性が高く、安全性を確保できない。

● 不同沈下※2

不均一に発生する地盤沈下のことであり、場所により地盤が沈下する幅が異なるため、地盤に起伏が生じる。

● 活断層※3

最近数十万年間に繰り返し活動し、将来も活動する可能性のある断層のことであり、その周辺では地震発生によるリスクが特に高い。



【軟弱地盤の位置図】

Q25 辺野古埋立工事を巡る裁判について教えてください。

A

平成25年に当時の仲井眞知事が沖縄防衛局からの辺野古新基地建設のための埋立申請を承認しましたが、平成27年に当時の翁長知事は、この承認には法的な誤りがあったとしてこれを取り消しました。

このことについて、国と沖縄県との間で裁判となり、平成28年12月、最高裁判所の判決で沖縄県が敗訴したため、承認取消しを取り消し、承認の効力が復活しました。

これを受けて、沖縄防衛局は埋立工事を再開しましたが、沖縄防衛局は、承認の際に沖縄県が条件として付した「工事の実施設計について沖縄県と事前に協議を行うこと」との留意事項を守らず、沖縄県の指導にも従うことなく工事を進めました。

また、工事海域に軟弱地盤や活断層等の問題が判明したこと、承認後に沖縄防衛局が策定したサンゴやジュゴンなどの環境保全措置に問題があること等が分かったため、沖縄県は、このような状況で埋立工事を進めることは違法であると判断し、平成30年8月に、承認の取消処分（いわゆる撤回）を行いました。

これに対し、沖縄防衛局は、行政不服審査法という法律に基づき、国土交通大臣に、「沖縄県の承認取消しを取り消してほしい」と求め、国土交通大臣は、その要求を認める決定（裁決）を行いました。

しかし、沖縄県は、正当な理由により承認を取り消しており、大臣の判断には誤りがあると考えたことから、令和元年8月に、決定（裁決）の取消しを求めて裁判（抗告訴訟）を起こしたところです。

【辺野古新基地建設問題の最新情報URL】

<https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/henoko/index.html>

【QRコード】



Q26 辺野古埋立てを巡る県民投票の結果を教えてください。

A

沖縄では、平成25年(2013年)の辺野古埋立承認後に行われた2度の知事選挙や、衆参議員選挙など一連の選挙でも、辺野古反対を掲げる候補者が当選していましたが、政府は、「選挙は様々な施策で各候補の主張が行われた結果である」として、工事を強行していました。

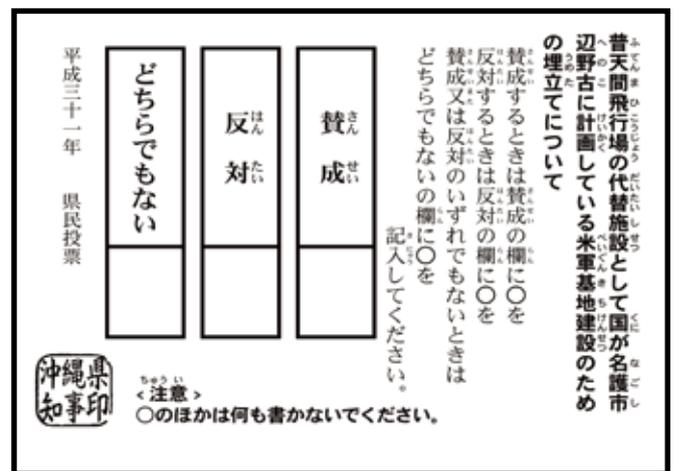
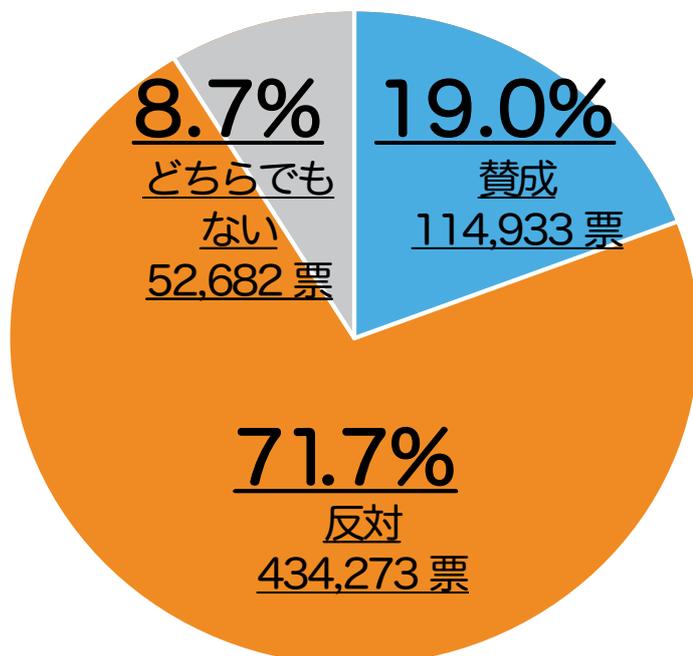
そのため、県民の中から、純粋な民意を示すには、一つの争点に絞って、住民の意思を問うべきであるとの声上がり、署名活動が行われ、地方自治法に基づく直接請求を受けて県条例が制定され、平成31年2月24日に普天間飛行場の代替施設としての辺野古埋立てについて県民投票が実施されました。

その結果、投票率は52.48%となり、投票総数の71.7%、43万4,273人の圧倒的多数の方が辺野古埋立てに反対の意思を示されました。辺野古埋立てに絞った民意が初めて明確に示されたことは大変重要な意義があります。

沖縄県は日米両政府に結果を通知するとともに、辺野古移設断念と対話による解決を求めましたが、日米両政府ともに「辺野古が唯一の解決策」との姿勢を変えず、県民の思いを顧みることなく工事が強行されています。

沖縄県としては、日米両政府は、これまで明確に示されてきた辺野古移設に反対の民意に真摯に向き合い、工事を中止して対話に応じるべきであると考えています。

辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票



県民投票用紙

- 賛成
- 反対
- どちらでもない

※左の図は無効投票の数(0.6%、3,497票)を省略して作成したものです。



署名活動の様子



県民投票の様子



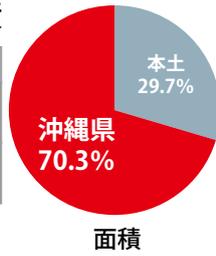
玉城知事から安倍内閣総理大臣への県民投票結果の手交

数字で見る沖縄の米軍基地

1 在日米軍施設・区域(専用施設)面積

	本土	沖縄県
面積	7,823.2ha	18,483.6ha
割合	29.7%	70.3%

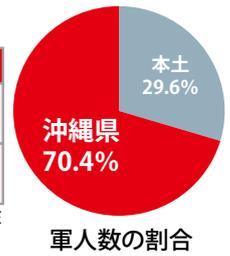
※令和2年3月31日現在



2 軍人数

	本土	沖縄県
軍人数	10,869人	25,843人
割合	29.6%	70.4%

※平成23年6月末現在



3 軍別構成割合(軍人数)

	本土		沖縄県	
	人数	割合	人数	割合
陸軍	1,070人	9.8%	1,547人	6.0%
海軍	1,208人	11.1%	2,159人	8.4%
空軍	6,371人	58.6%	6,772人	26.2%
海兵隊	2,220人	20.4%	15,365人	59.5%
計	10,869人		25,843人	

※平成23年6月末現在

4 米軍関係の航空機関連事故件数※

墜落	不時着	その他	計
49	604	158	811

5 米軍演習による原野火災※

件数	焼失面積(m ²)
633	約39,038,197

6 米軍構成員等による犯罪検挙件数※

凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	計
580	1,083	2,982	256	74	1,054	6,029

※沖縄の本土復帰[昭和47年(1972年)]から令和元年末まで (4~6まで)

7 米軍構成員等が第一当事者の交通事故発生状況

件数				死傷者数		
軍人	軍属	家族	計	死者	負傷者	計
2,885	455	673	4,013	89	4,515	4,604

※件数は昭和56年以降、死傷者数は平成2年以降の累計(令和元年末まで)

地位協定ポータルサイトについて

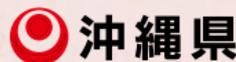
地位協定ポータルサイト

検索



沖縄県のホームページ内に開設している「地位協定ポータルサイト」において、沖縄県が調査で収集した他国の地位協定や法令、その日本語訳等を掲載しています。「沖縄県基地対策課」のホームページからアクセスできます。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/sofa/index.html>



〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
<https://www.pref.okinawa.jp/>



知事公室 基地対策課 電話:098-866-2460

辺野古新基地建設問題対策課 電話:098-866-7495